　　　　　　　工事中の消防計画（新築）

**第１　目的及び適用範囲**

（１）目的

　　この計画は、消防法第８条第１項の規定に基づき、 　における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

（２）適用範囲

　この計画は、当該現場に出入りするすべての者に適用するものとする。

**第２　工事計画及び施工**

（１）工事概要　　　 別紙１

（２）工事日程表　　 別紙２

（３）関連業者一覧　 別紙３

（４）連絡体制　　　 別紙４

**第３　工事中の防火管理体制**

（１）出火防止対策

ア　日常の火災予防

　　（ア）防火担当を別紙５「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれの任務に従って日常の火災予防を行う。

　　（イ）防火担当責任者は、別紙６「日常の自主検査チェック票」を用いて、担当区域内の日常の火災予防について毎日自主検査を実施する。

　　（ウ）防火担当責任者は、自主検査の結果、異常が認められたときは、防火管理者に報告し、指示を受けて対処する。

　　（エ）その他

イ　放火防止対策

（ア）建物の外周部及び階段等には、可燃性の工事用資材又は梱包材等は置かないようにする。やむを得ず置く場合は整理整頓し難燃性シート等で覆い保管する。

　　（イ）工事施工責任者は、作業終了後に施錠を最終的に確認する。

　　（ウ）工事関係者以外の者の工事部分等への立入りは禁止とし、火元責任者及び警備員が、工事部分等への出入りをチェックする。

　　（エ）その他

（２）相互連絡体制等

ア　防火管理者は、火災予防上必要な事項について、必要に応じて、工事責任者等に指導、監督を行う。

　　イ　防火管理者は、工事関係者等と工事の開始前に十分協議を行う。

ウ　工事責任者等は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持込み・使用の事前報告を防火管理者に行う。

エ　工事部分内又は使用している部分から火災が発生した場合は、相互連絡体制を図る。

オ　その他

**第４　震災対策**

（１）震災に備えての事前計画

ア　震災対策を実施する責任者は、防火管理者とする。

　　　　イ　建築物の倒壊、施設物の転倒、落下防止及び火気設備器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防措置を実施する。

　 （ア）工事用資機材等の転倒防止措置

　　（イ）工事用足場、資材等の落下、飛散防止措置

　　（ウ）その他

（２）地震後の安全措置

　　 ア　工事関係者は、地震が起きたら直ちに直近の火気設備器具の元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い、火元責任者はその状況を確認する。

　　 イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

　　 ウ 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。

　 エ 防火担当責任者は、地震動終了後、工事部分等を点検、確認し、被害状況を防火管理者に報告する。

　　 オ その他

（３）警戒宣言が発せられた場合の対応措置

　　　 すべての作業を中止し、自衛消防隊を活用して、次の事項について被害防止措置を実施する。

　　 ア 工事用足場等転倒、落下のおそれのあるものの点検と補強

　　 イ 警戒宣言が発せられた場合の、全工事人への周知徹底

　　 ウ 危険物品等の安全な場所への搬出

　　 エ その他

**第５　消火器等の点検及び整備**

（１）消火器等の配置場所についての周知

　 ア 防火管理者は、各防火担当責任者等を通じ、消火器等の配置場所について、各工事作業員に徹底するとともに、工事現場の数ヶ所の目につきやすい箇所に消火器等の配置図を掲示する。

　 イ 消火器等の数、配置を変更する場合は、その都度、前アの内容の周知等を図る。

ウ　その他

（２）消火器等の定期的な点検

ア 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者は、定期的に巡回をし、消火器等が容易に使用できる状態となっていること及び周知された場所に配置されていることを確認する。

イ その他

**第６ 避難経路の維持管理及びその案内**

（１）避難経路の周知

ア 防火管理者は、各防火担当責任者等を通じ、工事部分等における避難経路について周知徹底するとともに、工事現場の数ヶ所の目につきやすい箇所に避難経路図を掲示する。

イ　避難経路を変更する場合は、その都度、前アの内容の周知等を図る。

ウ　その他

（２）避難経路の管理

ア　避難経路には、資材等の物品を置かせないよう徹底管理する。

イ 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者は、定期的に巡回をし、避難経路が安全に利用できる状態となっているかを確認する。

ウ　その他

**第７ 火気の使用又は取扱いの監督**

（１）火気設備の種類等

ア　火気設備を使用する際は、使用する火気設備の種類・名称、数量、使用場所、使用期間（時間）、設置方法等を事前に防火管理者に届け出て、承認を受けるものとする。

　　　 また、使用する火気設備の種類に応じて安全対策を樹立し、工事作業員に対して作業開始前の防災教育により周知する。

イ　防火管理者は、使用する火気設備を事前に把握し、防火担当責任者、火元責任者に対し、必要な指示を与え、火気設備の管理、監督を行うよう命じる。

ウ　その他

（２）溶接、溶断作業時の安全対策

ア　溶接、溶断等火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業等を行う場合は、作業前に湿った砂を散布等したり、周囲の可燃物の除去、不燃材料による遮断又は難燃性のシートによる遮へい等の措置を講じる。

イ　溶接、溶断等の場合は、作業中の監視及び作業後の点検を十分に行う。

ウ　溶接、溶断作業等を行う場合は、近くに消火器等を配置し、消火準備を行う。

エ　防火管理者は、防火担当責任者に、適宜、作業状況を確認させる。

オ　その他

（３）火気設備器具の安全対策

ア　危険物及び可燃物の周辺では、火気を使用しない。

　 イ　火気設備器具周囲を整理、整頓する。

　ウ　燃料の保管、補給を明確にする。

　エ　火気設備器具の使用前、使用後の点検を確実に行う。

　オ その他

（４）電気設備等の安全対策

　 ア 許容電流を厳守する。

　イ　漏電が生じるおそれのある場合は、回路に漏電遮断器等を設置する。

　ウ その他

（５）喫煙管理

　 ア 喫煙は、指定する場所（以下「喫煙場所」という。）以外では行ってはならない。

　イ 喫煙場所は、防火管理者が指定する。

　ウ 喫煙場所には、水等を入れた吸殻入れを準備する。また喫煙場所には、その旨を掲示する。

エ 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者は、毎日作業終了後に吸殻を集め、指定された不燃性容器に入れて、水で完全に消し、処理を行うものとする。

　オ その他

（６）その他の安全対策

　 ア その他

**第８ 工事中に使用する危険物等の管理**

（１）危険物の種類等

　 ア 危険物等（危険物、火薬、ガス等）を貯蔵又は取扱う場合は、危険物等の種類、数量、使用場所、使用期間（時間）、堆積・設置方法等を事前に防火管理者に届け出て、承認を受けるものとする。

また、使用する危険物等の種類に応じて安全対策を樹立し、工事作業員に対して作業開始前の防災教育により周知させる。

　イ　防火管理者は、使用する危険物等を事前に把握し、危険物等の管理等を行う。

　ウ 防火管理者は、危険物等の一時保管場所を設ける際には、保管場所へ掲示板を設置 し、管理を明確にする。

　 エ その他

（２）危険物等の安全対策

　 ア 工事部分等に持ち込む危険物品等は、必要最小限度の量とし、常時保管しない。

　 イ　危険物品の引火性又は爆発性物品は、その性状に応じ適切に管理するとともに、小分けする場合は、容器に入れて密栓し、できるだけ不燃性の保管庫等に収納して施錠するなど管理を徹底する。

ウ 危険物の容器や高圧ボンベ等は、地震動等により転倒したり落下したりしないよう措置しておく。

エ 危険物品等を貯蔵又は取扱う場所において、火花の発生を伴う溶接、溶断作業は行わない。

オ 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行う。

カ 常に整理整頓する。

キ 一時保管場所には、取扱上の注意事項等及び取扱責任者を明示する。

ク 一時保管場所には、消火器を設置する。

ケ 防火管理者は、防火担当責任者に、適宜、貯蔵又は取扱いの状況を確認させる。

コ その他

**第９　防火上必要な教育**

（１）　防災教育

　　ア　防災教育の実施時期等

　　　防災教育の実施時期、実施責任者、実施対象者、実施回数は下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 実施責任者 | | |  |  |  |
| 対　象　者 | 実施時期 | 実施回数 |  |
|  |  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  |  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |

イ　防災教育の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 対　象　者 | 実　施　内　容 |
|  | １　工事中の消防計画について  ２　遵守事項の徹底について  　(1)　火気管理、喫煙管理  　(2)　避難施設等の維持管理  　(3)　危険物品等の管理  ３　災害発生時の対応要領について |
|  | １　工事中の消防計画について  ２　各自の任務分担と責任範囲について  ３　日常の火災予防の徹底について  ４　自主検査チェック票による自主検査の徹底について  ５　災害発生時における工事部分と使用している部分の連絡体制の徹底について |

（２）防災教育の記録の保存

　　 防火管理者、防火担当責任者は、防災教育を実施した日時及びその内容について日誌等を作成し、その記録を保存する。

（３）その他

**第10 消火、通報及び避難の訓練の実施**

（１） 自衛消防訓練

ア　訓練種別及び実施時期等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 実施時期又は  実 施 回 数 | 参加者 | 訓練内容 |
| 消火訓練 |  |  |  |
| 避難訓練 |  |  |  |
| 通報訓練 |  |  |  |
| 総合訓練 |  |  |  |

（２） 訓練実施記録の保存

防火管理者、防火担当責任者は、訓練を実施した日時及びその内容の日誌等を作成し、その記録を保存する。

（３） その他

**第11 自衛消防組織等**

（１） 組織の編成

自衛消防組織の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、別紙７のとおりとし、この表を現場事務所、工事作業員休憩室の見やすいところに掲示する。

（２） 自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動

消火・通報・避難誘導等の担当者及び火災等を発見した工事作業員は、下記に示す基準により行動する。

　ア 通報・連絡

　（ア）火災、地震その他の災害が発生したときには、各通報連絡担当は、119番通報、消防隊本部（現場事務所）へ連絡を行なうとともに、周囲及び管理権原者、防火管理者に火災の発生を知らせる。

　（イ）ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

　（ウ）管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により管理権原者、防火管理者へ連絡する。

　 （エ）火災等を発見した工事作業員は、大声で「火事」を連呼し、周囲に火災発生を知らせ、人を集める。それぞれ初期消火、通報（119番通報、自衛消防隊本部への通報等）などを分担する。

　（オ）その他

イ 初期消火

（ア）初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

（イ）初期消火担当は、近くにある消火器を用いて消火する。

（ウ）火災等を発見した工事作業員は、近くにある消火器を用いて消火する。

（エ）その他

ウ 避難誘導

（ア）避難誘導担当は、携帯用拡声器、メガホン、警笛を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

（イ）避難方向がわかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。

（ウ）避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。 （エ）火災等を発見した工事作業員は、火災が大きく、初期消火不能と判断したときには、　　　速やかに避難するものとする。

（オ）その他

エ 応急救護

（ア） 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連携を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

（イ）応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

**第12 防火管理について消防機関との連絡**

（１）消防機関へ報告、連絡する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　別 | | 届出等の時期 | 届 出 者 等 |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
| そ  の  他 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

別紙１

**工　事　概　要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事名 |  | |
| 発注者 |  | |
| 工事場所 |  | |
| 請負者 |  | |
| 現場事務所 | 名　称  所在地  電　話  ＦＡＸ | |
| 建築概要 | 建築面積 |  |
| 延べ面積 |  |
| 構　　造 |  |
| 階　　数 |  |
| 軒　　高 |  |
| 建物高さ |  |
| 用　　途 |  |
| 主要設備概要 |  | |

別紙２

**工　事　日　程　表**

火気使用設備器具等の使用、危険物の持込み等の予定がある場合は、明示すること。

別紙３

関連業者一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ. | 業者名 | 工　種 | 担当者 | 連絡先 | 火気の取扱 | 備考 |
| １ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| １０ |  |  |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |  |  |
| １２ |  |  |  |  |  |  |
| １３ |  |  |  |  |  |  |
| １４ |  |  |  |  |  |  |
| １５ |  |  |  |  |  |  |
| １６ |  |  |  |  |  |  |
| １７ |  |  |  |  |  |  |
| １８ |  |  |  |  |  |  |
| １９ |  |  |  |  |  |  |
| ２０ |  |  |  |  |  |  |
| ２１ |  |  |  |  |  |  |
| ２２ |  |  |  |  |  |  |
| ２３ |  |  |  |  |  |  |
| ２４ |  |  |  |  |  |  |
| ２５ |  |  |  |  |  |  |
| ２６ |  |  |  |  |  |  |
| ２７ |  |  |  |  |  |  |
| ２８ |  |  |  |  |  |  |
| ２９ |  |  |  |  |  |  |
| ３０ |  |  |  |  |  |  |

別紙４

連絡体制

* ２系統の連絡手段を定め記入する。

別紙５　日常の火災予防組織

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 防火担当責任者 | 任　　　務 | 火元責任者 | 任　　務 |
|  |  |  |  |
|  |
|  |  |
|  |

別紙６　日常の自主検査チェック票

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日 | 曜日 | 検　　査　　項　　目 | | | | | | | | 備　　　　考  ○不備欠陥事項記入  ○  ○ | |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| （凡例）○……良　　×……不備　　……即時改修 | | | | | | | | | | 確認印 | 工事責任者 |
|  |

別紙７

自衛消防隊の編成

応急救護係

班長

避難誘導係係

班長

初期消火係係

班長

通報連絡係

班長

自衛消防副隊長

自衛消防隊長

自　衛　消　防　隊　本　部

※１ この組織編成表は、現場事務所、工事作業員休憩室等の見やすいところに掲示する。

２ 各係員及び係員の指定は、工事現場の規模、工事作業員の数に応じて、具体的に任　　務分担し、自衛消防活動については、工事作業員に配布する「防火管理マニュアル」　　により周知徹底する。